

告 示

埼玉県告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第三百二十号で告示した鴻巣都市計画公園事業（鴻巣市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十五年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

平成二十五年埼玉県告示第三百二十号の事業地のうち屈巢字網張地内を削る

ロ 使用の部分

変更なし